

岸和田市手話言語条例（案）に対するパブリックコメント結果

○意見の募集期間：平成 30 年 11 月 6 日（火）～12 月 6 日（木）

○意見の募集結果：11 件

	意見要旨	市の考え
1	手話は文化を反映した言語であり、今後、外国の手話も使えるように多言語手話として学ぶことがより良い。人口減少の中で、ろう者の方々のご活躍がなければこれからの社会が良くならないし財政負担も必要。	条例制定後、施策の実施に係る方針を定め、施策の推進、及びそれに伴う予算措置に努めてまいります。
2	市と、市民・事業者との責務の違いを明記する必要がある。「推進に努める」のではなく「推進します」として欲しい。手話を言語として獲得し、また手話を言語として(使い)学習する必要があるため、教育の場での手話の必要性を条例文に明記して欲しい。条例、方針が適正に行われているのかを見直す期間、また見直す団体(メンバー)を明記した方が良い。	市は手話に関する施策の推進に努め、市民及び事業者は、市の施策に協力するよう努めるものとしています。具体的な施策については、施策の実施に係る方針を定めてまいります。
3	手話言語条例制定に伴い、ろう者が暮らしやすい社会になることを期待している。評価も計画的に実施をする必要がある、PDCA サイクルにそった定期的な取り組みが必要。手話言語条例を専門とするろうの職員がいた方がいい。障害者支援課だけでなく、他の部署に渡る実効性のある取り組みを期待している。	条例制定後、施策の実施に係る方針を定め必要に応じて見直しを行います。
4	いつでも、どこでも、手話でのコミュニケーションが出来る社会になるためには、手話の普及が大切。簡単な手話でも、みなさんが手話を覚えてくれたら嬉しい。誰もが相手を思いやることの出来る、優しい岸和田になって欲しい。	ろう者を含む全ての市民が生き生きと自分らしく暮らすことができる地域社会の実現に資することを条例の目的としています。手話への理解促進や手話の普及に努めてまいります。
5	手話言語条例が制定されることで、「いつでもどこでも誰とでも手話で話せる岸和田市」という目標ができたと思っている。ろうあ者は世間になかなか理解されにくい障害で、耳	この条例は、手話が言語であることを認識し、手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを基本としています。

	<p>が聞こえないことがどういうことなのか、普段どのようなストレスに囲まれて暮らしているのか。あるいは、いかに情報が得られていないか。また、周囲の理解はどのようなものであるのか、などたくさんある。もっと早くに情報や知識を得られていたら、防げた社会的な問題もたくさんある。手話言語条例制定により、公的機関・民間において、ろうあ者が表だって働く姿を目にすることや、ろうあ者の議員の誕生も期待している。義務教育などから手話と接する機会が増えれば、手話やろうあ者に対する社会の理解は深まっていく。手話言語条例の実効性をもたせるための取り組みを強く希望する。手話言語条例に対する取り組みにより、ろうあ者が暮らしやすい地域になれば、障害者全体に対する理解も深まり、街に優しい雰囲気が溢れ、魅力的な岸和田市につながり、人も集まる。生活場面において、手話の話題が取り上げられるよう、切に願っている。あらゆるライフステージ、災害・救急などの緊急時において、手話を通してろうあ者に対する必要な情報の保障がされることを期待している。市として、手話言語条例の実施状況を検証する委員会は絶対必要。「手話」の仕事を岸和田市は全国的に見ても高く評価してくれていると考えている。だからこそ、手話言語条例を制定することの意味や期待は大きく、これからも岸和田市が当事者団体・関係団体と手を取り合い、素晴らしい岸和田市になってほしい。</p>	<p>またろう者が、地域活動や文化・スポーツ活動等のあらゆる分野の活動に参加して、ろう者を含む全ての市民が生き生きと自分らしく暮らすことができる地域社会の実現に資することを条例の目的としています。</p> <p>条例制定後、施策の実施に係る方針を定めてまいります。</p>
6	<p>岸和田警察署で免許の更新、駐車の証明書など手続きするときに手話で説明してくれればいい。</p>	<p>手話通訳者の設置の拡充や、手話による意思疎通支援のための施策の実施に努めてまいります。</p>

7	<p>手話をしている人を岸和田でもよく見かけます。大人も子供も、手話を勉強出来るところが増えたら良いと思います。今はまだ市政だよりくらいでしか手話を見ませんが、これをきっかけに、もっとテレビ岸和田でも手話が付く番組が増えると良い。</p>	<p>手話通訳者の設置の拡充や、手話による意思の疎通を支援するための施策に努めてまいります。</p>
8	<p>最寄り駅、サービスセンター、図書館など手話ができる人を置いてくれれば嬉しい。</p>	<p>手話通訳者の設置の拡充や、手話による意思の疎通を支援するための施策に努めてまいります。</p>
9	<p>施行された後、具体的に何を実施していくのか。子どもたちが「いつでも」「どこでも」「手話がある」社会があたり前だと思えるような条例であるように願う。</p>	<p>ろう者を含む全ての市民が生き生きと自分らしく暮らすことができる地域社会の実現に資することを条例の目的としています。手話への理解促進や手話の普及に努めてまいります。</p>
10	<p>子どもが聴覚障害者ですが、ご近所の人と話すことはあまりない。もし市でもっと手話を広げて頂ければ（例えば、公民館で講座を開く）、垣根が低くなると思う。災害も起こる可能性があり、誰とでも手話で話ができ、情報を得るだけでなく、聴覚障害者にとって安心もできる市になってほしい。</p>	<p>ろう者を含む全ての市民が生き生きと自分らしく暮らすことができる地域社会の実現に資することを条例の目的としています。手話への理解促進や手話の普及に努めてまいります。</p>
11	<p>手話は言語であることが、「障害者の権利に関する条約」で明記されました。しかし確立した一つの言語であることの理解が広がらず、日本語と同じという考えの人が多い。音声や書き言葉ではない、視覚言語であり、書き言葉では表せない言語であるので、ろう者は手話でのコミュニケーションを必要とする。</p> <p>学校の福祉体験等で手話に触れる機会が増えているが、日常的に手話に触れる、目にする機会は多くはない。市の広報番組「市政だより」に手話が挿入されたことは、ろうあ者も一人の岸和田市民として認識されたこと。岸和田市が市民に市政を知らせる、広く</p>	<p>この条例は、手話が言語であることを認識し、ろう者が手話による意思疎通を円滑に図る権利を有することを基本としています。</p> <p>またろう者が、地域活動や文化・スポーツ活動等のあらゆる分野の活動に参加して、ろう者を含む全ての市民が生き生きと自分らしく暮らすことができる地域社会に資することを条例の目的としています。</p> <p>条例制定後、施策の実施に係る方針を定めてまいります。</p>

<p>市民に情報を提供し、共有するものだと思う。広報誌だけでは、ろうあ者に正確な情報は伝わらない。スマホはろうあ者の方も、情報ツールとして使われます。手話付きの市政だよりもっと増えることをお願いしたい。手話付き番組が発信されることで、手話を目にする人が広がり、「手話に対する理解促進及び手話の普及に」繋がり、条例制定の趣旨にもかなうものではないか。また、(2) 基本理念 (3) 市の責務にも繋がるものだと思う。手話言語条例の基で、ろうあ者も岸和田市民の一人として、聞こえる市民と対等、平等に大切にされる岸和田市になってほしい。聞こえないことは、情報障害とも言われており、ろうあ者にも聞こえる人と同じ情報が享受されるよう、手話での発信が増えることを期待している。</p>	
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--